

ご遺族、関係者ご一同 様

牛久市役所 医療年金課

後期高齢者医療被保険者の死亡届に伴う手続きについて（ご案内）

この度のご訃報に接し、ご遺族様並びに関係者ご一同様に心からお悔やみ申し上げます。さて、後期高齢者医療被保険者の死亡届に伴い、次の手続きが必要となります。

つきましては、下記の内容を確認いただき、各関係書類及び必要書類をご用意のうえ、手続きをお願いいたします。

1. 後期高齢者医療葬祭費支給申請について

葬儀を執り行った喪主の方、又は葬儀費用を負担した方に対し5万円を支給いたします。

次の必要書類をご用意のうえ申請をお願いいたします。（葬祭日の翌日から2年以内に申請してください。）

なお、喪主の方及び葬儀費用を負担した方以外の方が申請を行う場合には、別途「委任状」が必要になります。

- 後期高齢者医療葬祭費支給申請書
- 会葬礼状又は葬儀費用の領収書の写し（喪主又は費用負担者の名前（フルネーム）が確認できるもの）
- 申請者の口座のわかるもの（通帳等）
- 申請者の印鑑（シャチハタ不可）
- 申立・誓約書（葬祭費支給申請用）（※1）

※1 火葬のみ行った場合や、会葬礼状及び葬儀費用の領収書で、喪主又は費用負担者の名前（フルネーム）が確認できない場合に必要となります。

2. 後期高齢者医療給付受領申請について

生前に負担した医療費の給付（高額療養費）等が発生した際に、被保険者本人に代わり受領していただく方（相続人代表者）の確認、及び給付に係る帳票等の送付先を申請者宛に変更させていただく書類です。

申請にあたっては他の相続人と協議いただき、次の必要書類をご用意のうえ、申請をお願いいたします。

なお、申請者（相続人代表者）とは別の方が給付の受領を行う場合は、別途「委任状」が必要になります。

- 後期高齢者医療給付受領申請書
- 申請者（相続人代表者）の口座のわかるもの（通帳等）
- 申請者（相続人代表者）の印鑑（シャチハタ不可）

【裏面に続く】

3. 相続人代表者指定（変更）届について

生前に賦課されていた市税・保険料等について、納付書等の書類をご遺族様宛に送付する必要があります。

つきましては、今後市税・保険料等の関係書類を受け取られる方を他の相続人と協議いただき、次の必要書類をご用意のうえ申請をお願いいたします。

- 相続人代表者指定（変更）届
- 相続人の印鑑（シャチハタ不可）

なお、「相続人代表者指定（変更）届」は次の税目又は保険料に適用されます。

● 相続人代表指定（変更）届により適用される税および保険料の種類

- ① 固定資産税
- ② 軽自動車税
- ③ 市県民税
- ④ 国民健康保険税
- ⑤ 後期高齢者医療制度保険料
- ⑥ 介護保険料

※固定資産税・軽自動車税は相続登記（名義変更）が完了するまでの間のみ適用となります。

4. 後期高齢者医療被保険者証（及び認定証、受給者証）の返却について

医療機関等での支払いが終了後に、牛久市へ保険証の返却をお願いいたします。

また、マル福の受給者証の交付を受けていた方は、あわせて受給者証の返却をお願いいたします。

5. 後期高齢者医療保険料について

死亡届に伴い年度途中で後期高齢者医療保険の資格を喪失した方は、加入月に応じて保険料額が変更となります。

既に納付済の額を確認し、追徴又は還付の案内を後日「相続人代表者指定（変更）届」の相続人代表者宛に送付いたしますので、内容を確認のうえ必要な手続きをお願いいたします。

6. 振替口座の変更について（該当者のみ）

後期高齢者医療保険に加入しているご家族の方で、今回お亡くなりになった方名義の口座を保険料の振替口座として登録している場合に変更の手続きが必要となります。取引のある金融機関での手続きをお願いいたします。

【 問合せ先 】

〒300-1292 茨城県牛久市中央3丁目 15 番地 1

牛久市役所 医療年金課 医療福祉 G

電話：029-873-2111（内線：1722）